



ひとり親世帯臨時特別給付金について



新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援として、臨時特別給付金を支給します。

◆基本給付

●**給付額** 1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円の加算

●**給付対象** 次のア～ウのいずれかに該当する方（注1）



基本給付の給付対象者		申請の有無	支給時期
ア	令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方	不要	8月下旬～9月上旬頃（予定）児童扶養手当の支給口座に振込
イ	公的年金等（注2）を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方（注3）	必要	申請内容確認後、9月以降（予定）指定口座に振込
ウ	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	必要	申請内容確認後、9月以降（予定）指定口座に振込

注意事項

- 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります
- 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
- すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります

◆追加給付

●**給付額** 1世帯5万円

●**給付対象**



追加給付の給付対象者		申請の有無
エ	基本給付の給付対象（アまたはイ）に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方	必要

◆基本給付・追加給付の申請手続について

基本給付のイ・ウと追加給付のエは申請が必要ですので、うきは市福祉事務所子育て支援係の窓口にご提出ください。また、窓口にご提出が難しい場合には下記までご相談ください。なお、基本給付のイ・ウは添付書類が必要となりますので、うきは市HPをご確認ください。

ひとり親世帯臨時特別給付金の振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話#9110）にご連絡ください。

●問合せ

- 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
Tel0120-400-903 Fax092-401-0287（受付時間：平日 9:00～18:00）
- 福祉事務所子育て支援係 Tel75-4961